

**平成 2 3 年七戸町議会第 1 回定例会
会議録（第 3 号）**

平成 2 3 年 3 月 1 1 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 2 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 8 号）） |
| 日程第 2 | 議案第 1 9 号 | 七戸町個人情報保護条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2 0 号 | 七戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 2 1 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど） |
| 日程第 5 | 議案第 2 2 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸老人福祉センター） |
| 日程第 6 | 議案第 2 3 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村美術館等） |
| 日程第 7 | 議案第 2 4 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸中央イベント広場） |
| 日程第 8 | 議案第 2 5 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸職業能力開発校） |
| 日程第 9 | 議案第 2 6 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸和田ダム利活用施設） |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 7 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 8 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 号 | 平成 2 2 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 号 | 平成 2 2 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 号 | 平成 2 2 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 号 | 平成 2 2 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 号 | 平成 2 2 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 号 | 平成 2 2 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号） |

- 日程第 18 議案第 7 号 平成 22 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 8 号 平成 22 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 9 号 平成 22 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 予算審査特別委員会審査報告
- | | | |
|--|----------|---------------------------|
| | 議案第 10 号 | 平成 23 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算 |
| | 議案第 11 号 | 平成 23 年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 12 号 | 平成 23 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 13 号 | 平成 23 年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 14 号 | 平成 23 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| | 議案第 15 号 | 平成 23 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |
| | 議案第 16 号 | 平成 23 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第 17 号 | 平成 23 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第 18 号 | 平成 23 年度七戸町水道事業会計予算 |
- 日程第 22 議案第 29 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 30 号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 24 議案第 31 号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 25 議案第 32 号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 26 陳情第 2 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第 27 発議第 1 号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書(案)の提出について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（平成 22 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 2 議案第 19 号 七戸町個人情報保護条例の制定について
- 日程第 3 議案第 20 号 七戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 21 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）
- 日程第 5 議案第 22 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町老人福祉センター）
- 日程第 6 議案第 23 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村美術館等）

- 日程第 7 議案第 24 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸中央イベント広場）
- 日程第 8 議案第 25 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸職業能力開発校）
- 日程第 9 議案第 26 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸和田ダム利活用施設）
- 日程第 10 議案第 27 号 町道路線の廃止について
- 日程第 11 議案第 28 号 町道路線の認定について
- 日程第 12 議案第 1 号 平成 22 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 13 議案第 2 号 平成 22 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 3 号 平成 22 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 4 号 平成 22 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 5 号 平成 22 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 6 号 平成 22 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 7 号 平成 22 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 8 号 平成 22 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 9 号 平成 22 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 予算審査特別委員会審査報告
- 議案第 10 号 平成 23 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算

議案第 11 号 平成 23 年度七戸町国民健康保険特別会計予算

議案第 12 号 平成 23 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 13 号 平成 23 年度七戸町介護保険特別会計予算

議案第 14 号 平成 23 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算

議案第 15 号 平成 23 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算

議案第 16 号 平成 23 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 23 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 23 年度七戸町水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 29 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 30 号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 2 4	議案第 3 1 号	七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 2 5	議案第 3 2 号	七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第 2 6	陳情第 2 号	社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情
日程第 2 7	発議第 1 号	社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書(案)の提出について

○出席議員（16名）

議 長	1 8 番	田 中 正 樹 君	副議長	1 7 番	工 藤 耕 一 君
	1 番	附 田 俊 仁 君		2 番	佐々木 寿 夫 君
	3 番	天 間 章 八 君		4 番	瀬 川 左 一 君
	6 番	田 嶋 弘 一 君		7 番	田 嶋 輝 雄 君
	8 番	三 上 正 二 君		9 番	天 間 清太郎 君
	1 0 番	原 子 孝 君		1 2 番	松 本 祐 一 君
	1 3 番	二ツ森 圭 吉 君		1 4 番	田 島 政 義 君
	1 5 番	中 村 正 彦 君		1 6 番	白 石 洋 君

○欠席議員（1名）

5 番	盛 田 恵津子 君
-----	-----------

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	大 平 均 君
総 務 課 長	似 鳥 和 彦 君	支 所 長 (兼支所庶務課長)	米 澤 秀 一 君
企画財政課長	楠 章 君	税 務 課 長	花 松 了 覚 君
町 民 課 長	澤 田 康 曜 君	社会生活課長	森 田 耕 一 君
健康福祉課長	田 中 順 一 君	会 計 課 長	天 間 勤 君
農 林 課 長	神 山 俊 男 君	新幹線建設対策課長	八 嶋 亮 君
新幹線建設対策課推進監	瀬 川 勇 一 君	建 設 課 長	米 田 春 彦 君
商工観光課長	米内山 敬 司 君	上下水道課長	天 間 一 二 君
城南児童館長	向中野 良 一 君	教育委員会委員長	中 村 公 一 君
教 育 長	倉 本 貢 君	学 務 課 長	附 田 繁 志 君
生涯学習課長	鳥谷部 宏 君	スポーツ振興課長	小 原 信 明 君
中央公民館長	二ツ森 政 人 君	南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	櫻 田 明 君
農業委員会会長	佐 藤 午之助 君	農業委員会事務局長	木 村 正 光 君

代表監査委員	野田幸子君	監査委員事務局長	佐野尚君
選挙管理委員会委員長	松下喜一君	選挙管理委員会事務局長	澤田康曜君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	佐野尚君	事務局次長	築田政光君
------	------	-------	-------

○会議録署名議員

9番	天間清太郎君	10番	原子孝君
----	--------	-----	------

○会議を傍聴した者（2名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成23年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、3月7日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○提出議案の訂正

○議長（田中正樹君） 議案審議に入る前に、提出議案の訂正について説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 今回上程いたしました議案第21号と第22号、議案の訂正がありますので、御説明申し上げて差しかえしていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

どちらも七戸町公の施設における指定管理者の指定についてでございます。

まず、議案第21号、基本協定の案の部分でございます。

1ページ目、2行目に（平成18年条例第 ）空欄になってございますが、ここを「27号」と改めます。

次に、3ページ、第14条「ゆうずらんど」、さらに、次のページ、第18条第2項「ゆうずらんど」、次のページの第25条、同じく「ゆうずらんど」、それから、第26条、それから第29条8号、どちらも「ゆうずらんど」でございます。それから、第32条第1項「ゆうずらんど」、第33条、第34条1項、4項、第39条、これらも「ゆうずらんど」でございますが、これを「福祉センター」から「ゆうずらんど」に改めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）差しかえいたしますけれども、「福祉センター」を「ゆうずらんど」に改めるということでございます。

続きまして、議案第22号でございます。

同じでございます。議案第22号は、1ページ目、3行目、空欄を「第7号」、それから、第3条、片括弧となつてございますが、これを両括弧に改めたいと思います。続きまして、第14条、(1)、(3)、これも片括弧となつていたものを両括弧に改めました。それから、次のページ、第16条の第3項も片括弧を両括弧、(1)から(4)でございます。それから、第28条、1号から9号まで、これも片括弧となつていたものを両方の括弧に改めたいと思います。

以上でございます。

訂正がありまして、大変申しわけございませんでした。おわびして訂正したいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

議案の差しかえを行います。よろしくどうぞ。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○予算審査特別委員会における質問事項の答弁

○議長（田中正樹君） 次に、3月10日の予算審査特別委員会における質問事項について、学務課長並びに農林課長より答弁があります。

学務課長。

○学務課長（附田繁志君） AEDの使用料についてお答えいたします。

昨日、総務課で一括して企画するため、教育費に計上しないと答弁したところでございますが、このAEDのリース期間が平成23年3月31日で終了することから、使用料を計上しないものでございます。

ただし、リース終了後は町に譲渡されることから、機械の保守点検が必要でありますので、平成23年度は委託料として計上しているものでございます。

訂正をして、おわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 昨日の予算審査特別委員会で田島委員よりの農林課関係に関してのお答えをいたします。

農林課所管の事業に際しての農地面積は、農林課での台帳による耕作面積に基づいて関係事業を実施しております。

以上でございます。

○日程第1 報告第1号

○議長（田中正樹君） これより、審議に入ります。

日程第1 報告第1号、専決処分事項の報告について（平成22年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第1号、専決処分事項の報告について（平成22年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 議案第19号

○議長（田中正樹君） 日程第2 議案第19号、七戸町個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号、七戸町個人情報保護条例の制定については原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第20号

○議長（田中正樹君） 日程第3 議案第20号、七戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、七戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第21号から日程第9 議案第26号まで

○議長（田中正樹君） 日程第4 議案第21号、七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）から日程第9 議案第26号、七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町和田ダム利活用施設）までの6議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、議案第21号から議案第26号までの6議案を一括議題とすることに決定しました。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 議案第23号についてです。

七戸の鷹山宇一記念美術館というのは、新幹線の開業に伴って、町の観光の目玉にもなるし、さらに、十和田の現代美術館と相まって、新しい観光ルートの策定などにもかかわる非常に貴重な美術館であります。

この美術館は、そういう意味で、これからの将来が期待されるわけですが、町の公費もかなりつぎ込んでいるということから幾つか質問をしたいと思います。

一つは、現在、美術館に学芸員が派遣されているわけですが、この学芸員は、絶対どうしても必要なことなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部宏君） お答えいたします。

鷹山宇一記念美術館は、博物館類似施設ということで、博物館法第11条による法的な学芸員の配置は必要ございませんが、春と夏の特別企画展、よその美術館からも作品をお借りしてきて展示しているわけですが、そうすると、専門員がいるかどうかで、信用問題もありますので、学芸員は必要になってきます。それから、町の所有している鷹山宇一の作品もありますので、その保存管理に専門員を置かなければなりません。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） そういうふうな役割を果たす学芸員が必要なのであれば、例えば七戸町の公の施設における指定管理の条例の中で、第4条の(3)に事業計画に沿った管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有する者であることというのが指定管理者の対象になっているわけであります。そのように必要な、要するに学芸員であれば、美術館で人的能力を有する、そういう職員の育成、そういうものに対して努力していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部宏君） お答えします。

美術館の職員の中には学芸員の資格を持っておられる方は現在おりません。学芸員補としての方はおられます。というのは、大卒であると学芸員補として務めることができます。学芸員補を5年間実務経験しますと、学芸員の認定試験を受験する資格があります。その方もおられますので、本人の学芸員になる意思があるのかどうかはわかりませんが、いずれにしても、申し入れています、協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 現在、美術館には学芸員として、町の職員がそこを勤務地にしているわけですが、実際、その方がいろいろなイベントの時には学芸員としてやっているわけですが、もし美術館の職員が学芸員としての資格を有してやるとすれば、町の職員が現在あそこに行ってやるよりは、要するに効率的な運営ができるのではないかなと思うわけです。特に指定管理者の町の条例によりますと、管理にかかわる経費の削減が図られるものであることということなどが指定管理の計画の条件になっているわけですから、そういう方向を、今、任期の、4年間の切りかえなのですが、切りかえの中で、そういう方向を目指す、そういうお考えはありますでしょうか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

指定管理者制度の本来の目的というのは、当然、役場の行政の経費の削減と、こういう大きいことがあります。ですから、今、議員がおっしゃったそういう内容については、当然これは経費削減の一つの方法であると思っておりますので、養成するのか、あるいはまた、どうするのか、今後について大きい課題になると思います。

今あるその体制、対外的な信用だとか、あるいはまた町にとっても非常に大事な、いわゆる新幹線時代で大事な施設ということでもありますので、その機能を落とさないということをしてしながら、自前の養成と、こういったものも検討していきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 今、美術館が春のこれからのシーズンを迎えて、要するにたく

さんの観光客が来るときに、美術館の機能を落とさずに、なおかつこのような学芸員を自前でやる、そういうふうな自助努力というのは続けなければならないと思うのです。

考てみると、この美術館は、指定管理になってもう5年たって、10年になるわけですよ。この間に、こちらの契約書を見てもそうなのですが、経費の縮減に努めるということになっているのですが、経費はむしろ最初のころよりは膨らんでいると思うのです。だから、私は一昨年に、美術館の応接室とか、それから物品販売、喫茶店とかというのを提案したのは、そういうことをつくることによって、あそこの収入がふえるとか、そういうことも考えて質問しているのです。だから、そういう点で、本当に、現在の美術館が機能を落とさずに学芸員の育成をして、そして運営していくということについては、町長も同じ方向ですね。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 大筋、大体同じ方向です。

ただ、指定管理者の制度というのは、いわゆる民間にすべてもう委託するよということではないのですよ。税金でつくられた施設ですから、一つの、言葉で言えば、民間の実力をひとつ出させるということと同時に、税金でつくられた施設が、全く任せきりということではないと。一つの行政措置ということでありますので、その辺の、町としての管理面も十分考慮しながらのこれからの方向づけになるというふうに思っています。

ただ、前の美術振興会でも、いわゆる自前の学芸員の養成というのは一つの課題になって、そういう方向を目指すという、かつてのそういう方向性がありますので、その辺も踏まえながら、美術館自体の学芸員の養成と、そういう方向に向けては進めていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） 今の美術館の件なのですけれども、おのおのの考え方があって、理解の仕方があってもよろしいかと思うのですけれども、ただ、指定管理という形の中では、経済行為をやっている、例えば道の駅とか、そういうものとか、それから式場とか、家族旅行村とか、いろいろなものがあると思うのですよ。ただ、この美術館については、指定管理者制度をとったことによって、経費は当初よりも下がったはずなのです。ただ、このごろ上がってきたのは、いろいろなイベントをやってから、そのかわり、それだけに七戸町そのものの知名度も上がっているし、隣の道の駅も上がっているものですから、確かに学芸員という形のものがあるとするならば、自前で育てるのは、これはこれで方向性としてはいいと思うのですよ。ただし、今の形で、私たちもいろいろな美術館

を見たけれども、どこも余る美術館というのではないのです。それでもやっていくというのは、町そのもののステータスとかそういうこともありますので、だから、もし学芸員をこれから自前でやっていくとしたらば、それ相応のことを考えないと、あそこで利益を上げて、そこだけでうんともうけてやるなどといったら無理だから、その点の対応も考えてやるべきだと思うのですけれども、町長、どういうふうに考えますか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今、対外的な、あるいはまた集客のための重要な施設になっているというのは、これは間違いありません。特にこれから、もうすぐ先のことですけれども、十和田市の現代美術館と寺山修司の記念美術館と3館連携をとった集客というのは、今、やろうとしております。そういうことで、全く利益だけ追求というのは、これもまた当てはまらない部分もあります。

いろいろな企画展をやります。それによって、かなりその収益がプラスになるというのがありますし、その企画展によっては、マイナスといたしますか、赤字になる部分もあります。ですからやっぱり、美術、芸術、そういったものについては、私はやっぱりそういう大きい波があるということで、全体的な町としてのやっぱりプラスということになれば、ある程度の、やっぱり町が支えての運営というのは、これは当然だというふうに思っていますから、その辺も踏まえて、学芸員の養成でもいろいろ考えてやっていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案6議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号、七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町総合福祉センターゆうずらんど）から議案第26号、七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸和田ダム利活用施設）までの6議案は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第27号

○議長（田中正樹君） 日程第10 議案第27号、町道路線の廃止についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第28号

○議長（田中正樹君） 日程第11 議案第28号、町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 関連なのですけれども、これは当然、新幹線の駅周辺だからこういうふうにして路線が廃止になって新設ということになるのですけれども、ところで、新幹線のあるところというのは、宇荒熊内なのですよ。だけれどもこれは、荒熊内という名前のイメージが悪いということだけれども、何かそういうものを考えていることはないのだろうか。何とかこう、何かクマが出てくるものだという、そこが悪いという意味ではないのですよ。ただ、そういう、ちょうど本当に、この地域の玄関口になりますので、その住所が、そういうのは難しいものでしょうか。どなたか答えてもらえませんか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 実は、町政懇談会でもそういう意見が出ました。あれたクマが出ると。相当山奥というイメージがあるということで、何とかならないかということでありましたけれども、非常に印象深いといいますか、やはりある地名でありますので、もうこれですってやってきておりますし、それを見てどうのこうのというのはない、むしろ、かえって心に残るような気がしますし、これだけで変えるというのもどうかというふうに

思っています。

○議長（田中正樹君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第1号

○議長（田中正樹君） 日程第12 議案第1号、平成22年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページ、1款2項1目固定資産税から14ページ、14款3項1目総務費委託金まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、14ページ、15款1項1目財産貸付収入から16ページ、20款1項1目総務債まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 歳出に入ります。

17ページ、1款1項1目議会費から28ページ、4款1項6目健康増進費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、28ページ、6款1項1目農業委員会費から37ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、37ページ、10款1項2目事務局費から45ページ、13款2項13目下水道事業債償還基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成22年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第2号

○議長（田中正樹君） 日程第13 議案第2号、平成22年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成22年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第3号

○議長（田中正樹君） 日程第14 議案第3号、平成22年度七戸町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第４号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第３号、平成２２年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第１５ 議案第４号

○議長（田中正樹君） 日程第１５ 議案第４号、平成２２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４号、平成２２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 16 議案第 5 号

○議長（田中正樹君） 日程第 16 議案第 5 号、平成 22 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、平成 22 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 17 議案第 6 号

○議長（田中正樹君） 日程第 17 議案第 6 号、平成 22 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、平成 22 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第

2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第7号

○議長(田中正樹君) 日程第18 議案第7号、平成22年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成22年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第8号

○議長(田中正樹君) 日程第19 議案第8号、平成22年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成22年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第9号

○議長（田中正樹君） 日程第20 議案第9号、平成22年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成22年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第10号から議案第18号まで

○議長（田中正樹君） 日程第21 議案第10号、平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計予算から議案第18号、平成23年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題とします。

本件9件については、去る3月2日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会副委員長（田嶋弘一君） 審査結果の報告をいたします。

3月2日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第10号、平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計予算から議案第18号、平成23年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月8日と3月10日の2日間にわたりまして慎重審査の結果、お手元に配付いたしました委員会審査報告

書のとおり、全議案原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告しますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御報告を終わります。

○議長（田中正樹君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号、平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議ありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成23年度青森県上北郡七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成23年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議ありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成23年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成23年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１２号、平成２３年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号、平成２３年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１３号、平成２３年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号、平成２３年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１４号、平成２３年度七戸町介護サービス事業特別会計予算

は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号、平成２３年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１５号、平成２３年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号、平成２３年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１６号、平成２３年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号、平成２３年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１７号、平成２３年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号、平成２３年度七戸町水道事業特別会計予算を議題といたします。
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第１８号、平成２３年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○日程第２２ 議案第２９号

○議長（田中正樹君） 日程第２２ 議案第２９号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第23 議案第30号

○議長（田中正樹君） 日程第23 議案第30号、七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） これがどうのこうのというのではなくて、ちょっと考え方についてお聞きしたいと思います。

いろいろな、教育委員もそうでしょうし、また、この評価委員とかいろいろなことがあるのは、これはいいことだと思うのです。広く町民の方々から意見を聞きながらやるということで、これはいいと思うのですけれども、もしそうだとするならば、立崎さんの場合は、この人が悪いという意味ではないのです。例えば社教のほうの会長もやっているのですよ。ある意味では、公ではないのですけれども、それに準ずるみたいなという形なので、これはこれでいいのですけれども、今後の考え方として、もし行政に携わる人たちを一般の町民から多く、窓口を広げるという意味であれば、ダブらないほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方はどのようなものでしょうか。町長、お願いします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、広くいろいろな方にそういう役職を担っていただくというのは本来だろうと思います。次回からそういうことを念頭に人選をしたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 任期は何年ですか、これは。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 任期は3年でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（田島政義君） 先ほど町長がそういうふうにしたいと言うけれども、総務課長、こういうふうにダブった場合には、何か、行政のほうのいろいろな規則に当てはまらないと。ダブってもいいのだということであれば、期間が3年と言いましたから、務めていると、年齢ですから、なかなかあれだと思うのですが、その辺は一切支障がないという

ことでよろしいのですか。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 支障というのは特別ございません。

○議長（田中正樹君） 総務課長、条例等には触れないのかとか、その辺はどうなの。
総務課長。

○総務課長（似鳥和彦君） 自治法、条例にも、例えば社教とか、そういうのは触れることはございません。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号、七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第24 議案第31号

○議長（田中正樹君） 日程第24 議案第31号、七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号、七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第25 議案第32号

○議長（田中正樹君） 日程第25 議案第32号、七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号、七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第26 陳情第2号及び日程第27 発議第1号

○議長（田中正樹君） 日程第26 陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情、及び日程第27 発議第1号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書(案)の提出についての2件を一括議題とします。

なお、受理した陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議ありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本件2件について採決します。

陳情第2号は採択とし、発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出を求める陳情は採択とし、発議第1号、社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

なお、陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり資料配付とします。

これをもって、平成23年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

以上の会議録は、事務局長佐野尚の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 2 3 年 3 月 1 1 日

上北郡七戸町議会議 長

議 員

議 員